

第22期第7回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月4日（金）14：00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 2階会議室
函館市桔梗町1-25-13
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄、若山 唯敏、
山下 勉、佐々木 治一、瀧川 久市、柴田 一、佐藤 正美、
桜井 泰憲、森 祐、三上 浩、
- 4 事務局 事務局長 神崎 哲郎
臨席者 南かやべ漁業協同組合 代表理事組合長 坂田 憲治
渡島総合振興局産業振興部水産課 課長 高谷 則幸
〃 漁業管理係長 北 弘由樹
- 5 議 題
議案第1号：北海道資源管理方針の一部改正について（答申）及び特定水産資源に関する令和4年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第2号：制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
議案第3号：まぐろはえなわ漁業の委員会指示について
- 5 協議事項 「令和4年度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」の一部変更について
- 6 その他

7 議 事

神崎局長

ただいまから、第22期第7回の渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとご多忙の中を、各委員さんをはじめ、ご来賓の渡島総合振興局高谷課長さまほか、関係者の皆様にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、一堂に会しての令和四年最初の委員会ということで、昨年の渡島管内の水揚げ状況を振り返りますと、道の漁獲速報では、数量で、十五万四千トンで、前年比 百三十二%とホタテガイを中心に一部で回復の兆しが見えており、加えて、金額では、三百十四億円で、前年比 百十七 %とコロナの影響などによる価格低迷から、平成以降過去最低となった昨年は、大きく上回る見込みでございます。

一方、全道の水揚げ状況を見ますと、漁獲量は、百十八万トン程度に増加する見込みでございますが、金額は、コンブなどの魚価が新型コロナウイルス感染拡大の影響で低迷しておりますが、一方で、ホタテガイが輸出が好調となり、二千五百億円程度に増加する見通しとなり、総体としては、回復基調でございます。

このような状況の中、これから各地で、春漁が始まるところでございますが、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしております新型コロナウイルスの、一日も早い終息と、今年一年が無事故で、大漁となり、浜が潤うことを、ご祈念申し上げる次第でございます。

本日、ご審議いただくのは議案が3件と協議事項が1件となっております。ご審議について、よろしくお願ひし申し上げまして、簡単であります。

開会の挨拶とさせていただきます。

神崎局長 本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。南かやべ漁業協同組合 坂田組合長さまです。

坂田組合長 よろしくお願ひします。

神崎局長 渡島総合振興局産業振興部水産課 高谷課長さまです。

高谷課長 高谷です、どうぞよろしくお願ひします。

神崎局長 同じく漁業管理係の北係長さまです。

新山係長 よろしくお願ひします。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。

神崎局長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。総委員14名中、13名が出席しております。

阿部会長 総委員数14名中、13名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。

瀧川委員さんと柴田委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、さっそく議案第1号の北海道資源管理方針の一部改正について（答申）及び特定水産資源に関する令和4年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）を事務局より説明いたします。

神崎局長

それでは、失礼ですが私の方から、座って説明させていただきます。

「北海道資源管理方針」の一部改正と特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事より諮問がありました。資料1-1が、「北海道資源管理方針の一部改正について」に係る諮問、資料1-2が「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」の諮問となっております。

はじめに、「クロマグロ」について説明させていただきます。まず、今回大幅に改正される部分の説明をさせていただきます。資料1-3をご覧ください。大幅な改正となる「クロマグロ」と「スルメイカ」の改正について、説明した資料となっております。

最初にクロマグロについて、説明させていただきますと資料1-3の1ページの2現状と課題をご覧ください。国による都道府県への配分にあたっては、表1に記載されております平成27年から平成29年の平均漁獲実績（北海道：220.0トン）に平成27年から令和2年までの最大漁獲実績（北海道は平成28年の314.9トン）などを勘案して配分されています。

道では、これまで漁獲抑制や融通等により漁獲可能量を超過することなく、安定した漁獲量に抑制することができた一方で、表2にありますように一定の未利用枠が生じています。

表2は、TACによる管理に移行した平成30年から令和2年までについて記載されており、上から北海道に割り当てられたTAC数量、2段目が漁獲量、3段目が差し引きとして、未利用枠が記載されております。

なお、国から都道府県へのTAC配分は、直近3年間の漁獲実績シェアに基づいて配分することが基本とされており、今後、配分基礎の見直しが想定

されることを踏まえると、現状の漁獲実績では、将来の配分数量が漸減（ぜんげん）、大幅に減少することが予測されるということです。

続きまして、3管理区分の見直し、さきほど説明しました配分数量の漸減に対応し、将来にわたり適切なTACを確保するためにはするためには、資源の来遊状況が漁獲実績において反映されていく必要があることから、これまで、北海道内10海域において20区分に細分化し、地域毎及び漁業種類毎としていた、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の管理区分を令和4管理年度は北海道全体の総量による管理区分に見直しし、これまで漁獲抑制を軸とした管理からTACの有効利用を目指した管理への転換を図りたいということです。

繰り返しになりますが、北海道では、他県と比べて多くの区分に細分化して管理することで、北海道全体の漁獲可能量の超過を抑える方策を執ってきました。しかし、今後、将来にわたり適切なTACを確保するためには、できるだけ満度にTAC数量を消化し、漁獲実績を積み上げていく必要があります。

このため、これまで細分化していた知事管理区分を、令和4管理年度から総量で管理することとし、柔軟な配分調整による利用体制を整え、漁獲抑制を軸とした管理からTACの有効利用を目指した管理に転換する考えということです。

くろまぐろの資源管理が導入されてから9年が経過し、資源管理への理解や適時適正な漁獲量報告、漁獲量の積み上がりに応じた漁獲抑制の取組みが浸透しているものと考えているということであり、また、くろまぐろを採捕する漁船漁業者や定置網漁業者による海中放流の技術は年々進化していることから、今後も漁獲枠を超過しないよう管理を継続することに加え、新たにTACの有効利用を目指した柔軟な運用を行っていききたいということです。

なお、総量管理は令和4年と令和5年の2か年程度を考えており、令和6管理年度以降は、それまでの実績を反映して管理区分を見直す予定ということです。

です。

続きまして、4今後の取扱い、総量管理に移行することに伴い、漁業法に基づく「クロマグロに関する資源管理協定」を策定するとともに、クロマグロTAC数量管理委員会における数量管理機能を維持し、北海道の漁獲可能量を超過することがないように、海域毎から振興局毎、漁協毎など、これまで同様の割当や採捕期間の設定を組み合わせるなどにより、適切な数量管理を実施していくとのこととです。

それに係る方針の改正について、資料1-1の2ページをご覧ください。北海道道資源管理方針の新旧対照表となっており、右側が現行の方針、左側が改正案となっております。

順番に説明していきますと、右側第2の1北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置網漁業となっているものを、左側改正案では、北海道くろまぐろ（小型魚）漁業として、さきほど説明しましたとおり、海域および漁業種類の区分をなくす改正となっております。その下②対象とする漁業につきましては、右側下線部分、渡島総合振興局管内と記載されているものを、左側、改正案では、北海道と変更しているほか、その下の部分は、定置網漁業に、記号アを付して記載方法を変更しているだけで、内容に変更はございません。

次の3ページをご覧ください。対象となる漁業の続きですが、左側改正後に、記号イ、ウ、エ、オと記載されている部分につきましては、漁船漁業に係る対象となる漁業を記載している部分となっており、改正前は漁業種類毎に区分されていたことから、記載箇所が大きく違っておりました。7ページの一番下、12北海道くろまぐろ（小型魚）渡島漁船漁業の②対象とする漁業として、8ページにかけて羅列されている漁業種類を改正後では、記号を付して整理したものが3ページに記載されており、内容に変更はございません。

3ページに戻りまして、改正後の中段（2）漁獲量の管理の手法等①の文中の「場合」を「期間」とするとともに、それに伴う②の整理となっております。

て、水産庁の改正に合わせるものです。

3 ページ左側の一番下、改正後に、2～19 まで削除と記載されておりますが、右側の改正前、2 北海道くろまぐろ（小型魚）檜山定置網漁業以下、11 ページの続きます19 北海道くろまぐろ（小型魚）留萌漁船漁業までの海域毎、漁業種類毎の記載をすべて削除、北海道一本となっております。

続きまして、11 ページの一番下の第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、知事管理区分が北海道で総量となりますので、総量からの加除に係る記載のみに変更する内容となっております。

12 ページをご覧ください。その他資源管理に関する重要事項として、これまで、遊漁の管理の記載について、昨年、広域漁業調整委員会指示による遊漁の規制が発動されたことから、改正後（3）遊漁者および遊漁船業者に対しては、広域漁業調整委員会指示による規制内容を道のホームページなどを通じて広く周知するとともに、国と連携しながら現地における巡回指導を行う。とされました。

その前の（1）知事管理区分の漁獲量の公表について、として、法第31 条に該当する基準を当該知事管理可能量の7割を超える時を基準とする旨を、（2）としてクロマグロの管理委員会における海域毎の割当や採捕期間の設定などについての取組を支援する旨を新たに記載しております。

その下の別紙1－5以降につきましては、くろまぐろ大型魚に係るものとなっております、これまで説明してきました小型魚と同様の改正が22 ページまで記載されております。くろまぐろの説明につきましては、以上となります。

続きまして、すけとうだらの説明をさせていただきます。23 ページをご覧ください。別紙1－6すけとうだら太平洋系群についてご説明させていただきます。さきほど、クロマグロで説明しました文言の変更部分、第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等の1、北海道すけとうだら道南太平洋漁業（2）漁獲量の管理の手法等①の文中の「場合」を「期

間」とする、それに伴う②の整理となっており、水産庁の改正に合わせるものです。31ページまで記載されている太平洋系群のその他の区分や他の系群すべてで、同様の改正となっております。すけとうだらの説明は以上で終了いたしまして、次に、するめいかについて説明させていただきます。

令和3管理年度までは現行水準とされていましたが、令和4管理年度から、北海道は数量配分となりました。資料1-3の2ページ「令和4管理年度するめいか漁獲可能量の設定及び配分について」をご覧ください。2配分シェア等の見直しをご覧ください。漁獲可能量（TAC）を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを3か年（管理年度）にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとなっております。

するめいか以外の特定水産資源については、令和3管理年度のTAC設定に当たり、基本シェアの見直しが行われ、令和4管理年度のTAC設定に当たっては、するめいかについても、直近3か年（平成30年～令和2年）のデータを用いた基本シェアの見直しが行われました。

3 TACの設定 をご覧ください。国の資源管理基本方針（農林水産省告示第1982号）第5の3（1）では、「全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。」旨規定されており、基本シェアの見直しに伴い北海道における漁獲量シェアが本規定の適用となったことから、令和4管理年度から数量明示となった、というものです。北海道資源管理方針の改正に戻りまして、資料1-1 31ページをご覧ください。下段から記載しております、別紙1-10の するめいかについて、現行水準の記載内容から、数量配分での記載内容とする、変更となるものです。このことから、第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等について、（1）② 対

象とする漁業、をアいかつり漁業、イ定置網漁業、ウスルメイカを採捕する
その他漁業とし、(2) 漁獲量の管理の手法等についても、数量配分となっ
ているくろまぐろなどと同様の記載となっております。以上で、北海道資源
管理方針の改正に係る説明は終了しまして

続きまして、資料1-2をご覧ください。

特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等
について説明いたします。2ページをご覧ください。別紙1でございますが、
知事が公表します案をのせております。まず、くろまぐろについて、さきほ
ど説明しましたとおり、総量での管理となることから、北海道で一つの知事
管理区分となり、1令和4管理年度におけるTAC北海道の漁獲可能量は、
当初配分として、小型魚12.8トン、大型魚319.6トンとなっています。

次に、すけとうだら、するめいかに移りますが、6ページをご覧ください。

「令和4年のTACについて」これは、2月8日に開催された「水産政策審
議会 資源管理分科会」を経て、国から示された、令和4管理年度における
漁獲可能量(TAC)の当初配分に基づき、「北海道」に定められた、くろま
ぐろ以外の数量の概要などを示したものです。

まず、すけとうだら太平洋系群ですが、令和3年から令和5年まで、固定
となっているため、令和3管理年度と同じ数値となっています。MSYを達
成する親魚量は22.8万トン、限界管理基準値15.1万トン、2020年の平均親魚
量は27.8万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和4管理年
度のTAC配分については、17万トンと設定されております。大臣管理漁
業(底引き網漁業)への配分が99,700トン、北海道の知事管理量は、
69,100トンと、前年と同じ設定となっております。

次に、日本海北部系群のMSYを達成する親魚量は38万トン、限界管理基
準値17.1万トン、2020年の親魚量は8.5万トンで限界管理基準値を下回る資
源状態となっております。そのため、資源管理基本方針において、資源再建

計画を策定されております。令和4管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て、決定された漁獲シナリオにより算定された、7,500トンが、令和4年のTACとして、設定されております。日本海北部系群は、大臣管理漁業（底引き網漁業）への配分が4,100トン、北海道の知事管理量は、前年から100トン減の3,400トンの設定となっております。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。令和4管理年度のTAC配分について、「オホーツク海南部」は、5.8万トン、北海道の知事管理量は、これまで同様、「現行水準」です。

また、「根室海峡」については、過年度の根室海峡の漁獲集計にオホーツク南部が含まれていたということで、国で整理した結果から、1.5万トンの設定となっております。

次に、7ページをご覧ください。道におけるすけとうだらの配分の考え方を記載した資料ですが、昨年と同じ内容となっており、①として、海域を「日本海海域」、「オホーツク海海域」、「道南太平洋海域」、「道東太平洋海域」及び「根室海峡海域」に区分して管理することとしています。②として、「日本海海域」、「太平洋海域」、「根室海峡海域」は、国から示された数量が配分されます。③として、「オホーツク海海域」及び「根室海峡海域」を除いた、知事管理漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」、「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業等の「その他漁業」については、「現行水準」としてしています。④として、日本海海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」の配分については、「平成30年から令和2年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTAC配分比率」を1：1で案分した比率により配分することとしています。⑤として太平洋

海域における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分することとして、令和3管理年度の配分と同じ値としています。また、道南太平洋海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」により配分することとしておりますが、この具体的な内容は、平成20年から26年までのTAC配分量となった63,400トンについて、すけとうだら漁業とその他漁業の配分量となった「すけとうだら漁業46,000トン」「その他漁業17,400トン」を基本として、その後のTAC配分の増減量について、すけとうだら漁業を72.5パーセント、その他漁業を27.5パーセントで配分するというものです。

次に、するめいかの説明に移ります。資料1-2の6ページをご覧ください。MSYを達成する親魚量は、冬季発生群23.4万トン、秋季発生群32.9万トン、限界管理基準値は、冬季13.2万トン、秋季18.9万トン、2021年の親魚量は、冬季4.9万トン、秋季34.9万トンで、冬季は限界管理基準値を下回り、秋季はMSYを達成する親魚量を上回る資源状態となっております。令和4管理年度のTACについては、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された79,200トンが設定され、令和4年から令和6年までの3か年を一定とする方策とされました。

資料1-3の3ページをご覧ください。4留保枠について、国は、新たに数量明示となった都道府県（北海道）の定置網漁業等における大量入網への備えとして、10,000トンの留保枠を設け、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルール（いわゆる75%ルール）が規定され、令和

4 管理年度から運用を開始することとなりました。そのうえで、資料 1 - 2 の 6 ページに戻りまして、するめいか配分について、大臣管理漁業に 49,900 トン、北海道の知事管理量は 5,600 トン、とされています。10 ページをご覧ください。道における配分ですが北海道するめいかを採捕する漁業を設定し、総量による管理とし、全量を配分することです。

北海道において数量明示となった場合、過去の漁獲量の推移を考慮すると配分量の不足により管理上の支障が生じる恐れがあることから、国は、新たに数量明示となった都道府県（北海道）の定置網漁業等における大量入網への備えとして、10,000 トンの留保枠を設け、令和 4 管理年度から運用を開始することとなった。加えて、本道では、これまで短期間のうちに漁獲が積みあがることを経験していることから、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルール（いわゆる 75%ルール）が規定された。

最後に 4 ページ別紙 2、「漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について」をご覧ください。

2. 今後の取扱いをご覧ください。(1) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る漁獲可能量の変更及び配分量の変更に関しては、北海道資源管理方針別紙 1 - 4（くろまぐろ（小型魚））の第 3 の 2 及び別紙 1 - 5（くろまぐろ（大型魚））の第 3 の 2 において、融通及び国からの変更配分（繰越し及び国の留保からの配分を含む。）に伴う数量の変更については、全量を北海道くろまぐろ漁業に配分する旨を規定することとしており、当該規定に基づく配分数量の変更については、海区委員会には事後報告で対応できることとする。(2) すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る漁獲可能量の変更及び配分数量の変更に関しては、北海道資源管理方針別紙 1 - 6（すけとうだら太平洋系群）の第 3 の 2（1）において、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基

づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。(3) すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の変更及び配分数量の変更に関しては、北海道資源管理方針別紙1-7(すけとうだら日本海北部系群)の第3において、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。(4) すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海系群に係る都府県または大臣管理区分との間での数量の融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とし、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。(5) するめいかに係る漁獲可能量の変更及び配分数量の変更に関しては、北海道資源管理方針別紙1-10(するめいか)の第3の2において、融通に伴う変更及び75%ルールによる追加配分については、全量を北海道するめいか漁業に配分する旨を規定することとしており、当該規定に基づく配分数量の変更については、海区委員会には事後報告で対応できることとする。これら、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたい。この理由としては、北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するため措置するものです。

以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第1号に関する説明がありました。

このことについて、質問を受けるんですが、3つ出て参りました「まぐろ」、「すけそ」、「するめ」と、まず、「まぐろ」の方から順次質問を受け賜りたいと思います。それえは、まず、「くろまぐろ」について御質問等がございますでしょうか？

桜井委員

はい。

阿部会長

はいどうぞ。

桜井委員

全道一本になるのはいいんですが、例えば、オホーツクとか、まぐろの漁獲実績のないところについては、どういう扱いになるんですか？

いわゆる混獲の扱いですね、最近、定置網に入ってきているんですが、これについては、すべて放流ということではなく、全道一本の中ということなんでしょうか？

北係長

漁業管理系の北でございます。今回、一本化するということで、さきほど事務局長から説明があったとおりの趣旨なんですけれども、今後ですね、資料1-3の今後の取扱いにも書いてございますけれども、基本的には、資源管理協定を作成した中で、数量管理を実施していくこととなります。その中身についてはですね、現在水産林務部、道庁の方で検討中ございまして、今後その中身が振興局の方に降りてくるようになっております。その際に改めてですね、その中身については関係漁業者の方にご意見をいただいて、確かな形にしていくというふうに聴いてございます。今の段階なんですけれども、その中身の案として、担当者会議がございまして、聴いている中身ですけれども、基本的には、この資料の下にも書いてる、海域毎の割当ですとか期間ですとかといったものを組み合わせて数量管理していきたいと聴いてございまして、例えばですけれども、北海道で4海域に分けて、その中で協定の中で許容量を決めていくことを考えてございまして、くろまぐろ漁業ということで一本化されますので、その中で具体的な配分の仕方、今後なんですけれども、混獲ということではなく、きちんとした海域毎の配分を考えているとのことでした。

桜井委員

まだ、来年度は試行的な取組になりますよね？

北係長 今後はですね、今月中旬に具体的な中身が降りてくると思うんですけども、それでご意見をいただいた中で、こちらにもありますとおり、クロマグロTAC数量管理委員会が、今のところ4月に開催予定なんですけれども、そこで決定して、令和4管理年度の扱いとして正式に決まると考えてございます。

桜井委員 実は、去年あたりから、オホーツクかなりいってしまっていて、ロシア海域までもいっているんですよね、それがオホーツクいくと入ってしまうんですよ。今後は、そのことも見ながら、全道一本の管理にするのであれば、柔軟な管理を行う必要がある。

北係長 まさしく、おっしゃるとおりでございまして、全体で管理することによって、今まで細分化していたため、計画変更にも、時間がかかりましたが、一括管理となり、柔軟な扱いができるということです。

桜井委員 はい、わかりました。

佐藤委員 はい

阿部会長 どうぞ

佐藤委員 私、耳悪くて良く聞こえないんですけども、ほとんど聞こえていない。管理の方法を変更する理由ですけども、そこらへんは、余剰枠をTACを有効的に活用して余剰枠を余さないということによろしいでしょうか？

阿部会長

間違いない。

佐藤委員

配分の方法まで、まだ、いきたくないんだけど、国際規制で増枠されている部分については、その部分の取扱については、今後、我々にも考え方があるものですから、真剣に我々の意見を聴きながら進めていただきたい。以上です。

阿部会長

わかりました。

ちょっとよろしいでしょうか？

今、桜井さんから質問あった件について、柔軟に対応するという話ですね、去年、根室海峡海域、とぐろ巻いて、まぐろが来たんだけど、柔軟に対応するという事は、それにも柔軟に対応ということか？そういうニュアンスにとられるよ。

北係長

そういうニュアンスではございません。

たとえば渡島配分枠については、渡島に来た中で、渡島の中で、ルールを決めて柔軟に対応できるという話です。

佐藤委員

そうすると、振興局は個々の配分枠の中で、総体で道がやるので、振興局には権限がないということで受け止めて良いのか？

北係長

基本的には、道の方で管理協定の中で、どのくらいまで降りてくるか、これから詰めていくんですけども、その中で、例えば渡島海域として設定された場合にですね、渡島海域で、今までの配分の率だとか踏まえて、TAC数量管理委員会で決めた数字が来ることになると思うんですけども、それから、さきは、また、渡島の中で話し合いをしましてですね。各組合さんに配分することになると思いますので、そこは、今までとおりの考え方ということ

で振興局としては考えてございます。

佐藤委員

一つだけ、釘を刺しておきますけれども、余剰枠とかそういう部分、漁民は、本当は、足りないで足りないで、余剰枠とか、そういうの余るはずないんですよ。なぜこんなに余るのかと、TACの配分の仕方とか海域の管理の仕方が悪くて、漁業者は、当然、時化れば出られないし、5トン貰ったけども、我慢してたけれど、時化で、これが余剰枠だと。獲る努力がなくて余したと聞こえるもんだから、そこらへん、そうではないんだよと、最善の努力しても海洋関係の中で、どうしても今のような管理では余してしまうんだよと理解していただきたいと思います。よろしいですか？好きで漁業者は本当に足りない部分を余している訳ではないだよということを理解していただきたい。以上です。

北係長

それに対してましては、我々の方としましても重々現地振興局としても承知してございますし、今回の変更につきましては、どうしても、細分化した中での漁獲抑制という中で、さきほども事務局長から話ありましたように、大型でも20区分ある中で、渡島としては、足りない状況なんですけれども、どうしても漁獲抑制主体といくと、ちょっとづつ、少ないようなんですけれども、みなさん余している訳ではないのですが、余剰枠が生じてしまっていると理解してございます。

佐藤委員

わかりました、配分の際には、いろいろ議論はあると思いますので、今日はこれで、よろしいです。

阿部会長

ほかございませんでしょうか？なければ次にすけとうだらに行きますけれども、よろしいでしょうか？

各委員 はい

阿部会長 それでは、すけとうだらについて質問等ございますか？

桜井委員 ちょっと資料を訂正してもらいたいんですが、資料1-2の7ページ、保留枠が10万トンと書かれているが、1万トンの間違いではないか。

神崎局長 そのとおりですね、ゼロが一つ多いです。1万トンに訂正してください。

阿部会長 それでは、質問の方？

各委員 ありません。

阿部会長 ありがとうございます。続いて、するめいかの方で、ご意見ございますでしょうか？

桜井委員 ちょっといいですか？この枠、全道で、5,600トンですが、道が保留枠は、持っていらっしゃるんですか？例えば、特定のところにイカが入り過ぎちゃったら、5,600トンでは無理なんで。4,000トンとか、5,000トンとかあるんで。こちら国の方の？

北係長 国の方の、資料の1-3の3ページの保留枠のところなんですけれども、1万トン国の方の保留がありまして、そういう事態になった場合には、75%ルールが適用によって配分されることとなっています。

桜井委員 75%ルールとは？どうやってやるの？

北係長 国に留保がありまして、漁獲が75%に積み上がった場合には、留保枠から北海道に計算して追加配分があるものです。

桜井委員 これ、絶対超えますよ、非常に難しいと思います。

阿部会長 ほかに質問はございますか？

各委員 ありません。

阿部会長 御意見、御質問がないようですので、知事から諮問がありました北海道資源管理方針の一部改正についておよび特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等については、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
次に議案第2号の「制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)」を水産課より説明いたします。

北係長 渡島総合振興局水産課の北です。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

本日、諮問させていただく案件につきましては、令和4年度に許可の有効期間が満了する知事許可漁業の更新等にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「いるか突棒漁業」、「いか釣り漁業」

の（道外者）と（道内者）、振興局処分の「小型機船底引き網漁業（手繰り三種）」の4件となります。

それでは、一括してご説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。本庁処分の知事許可漁業に係る諮問となります。ページをめくっていただき4ページ目をご覧ください。まず始めに、「いるか突棒漁業」の諮問に係る、告示（案）になります。今般の諮問につきましては、釧路管内及びオホーツク管内の許可の一斉更新に係るものでございます。資料左から（1）漁業種類は「いるか突棒漁業」（2）操業区域は、北海道沖合海域。詳細については、「資料に記載のとおり」となっております。（3）漁業時期は「8月1日から10月31日まで」及び翌年「5月1日から6月15日まで」（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、釧路管内が「3隻」、オホーツク管内が「3隻」、（5）船舶の総トン数は「20トン未満」、（6）漁業の資格を営む資格は、「釧路及びオホーツク総合振興局管内に住所を有するもの」となっております。なお、これらの内容は、令和3年度漁期から変更はございません。

申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により1ヶ月を下回らないこととしており、令和4年6月1日から同年6月30日までを予定しております。

その他、備考欄により、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他、許可に付する予定の条件について記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。本庁処分の「いか釣り漁業」（道外者）の告示（案）となります。左から（1）漁業種類は「いか釣り漁業」、（2）操業区域は区分毎に別に定めることとし、（3）漁業時期については、別紙のとおりとしております。7ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。（4）許可または企業の認可をすべき船舶等の数については、各区分、各県毎に、資料のとおりとなっております。（5）船舶の総トン数は、

各区分とも30トン未満。(6) 漁業の資格を営む者の資格については、対象県に住所を有し、区分毎の操業区域に面する道内の漁協の陸揚げ同意が得られている者となっております。

申請すべき期間は、各区分とも、令和4年3月28日から同年4月27日までを予定しております。なお、操業区域、漁業時期、総トン数制限については、令和3年度漁期から変更はございません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、本年度から全体で9隻減となっております。

その他、備考欄には、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先の名称、その他許可に付する条件について記載しております。6ページにつきましても同様です。

続きまして、8ページをご覧ください。本庁処分の「いか釣り漁業」(道内者)の告示(案)となります。これにつきましては、令和2年12月1日からの改正漁業法の施行により、公示に基づく許可制となっており、原則、許可の有効期間中は、「承継」や「相続」以外の新規着業は受けることができないこととなっております。しかし、当管内を含め、令和4年度から新規に着業したいとの要望があったことから、今回に限り、法改正時の着業希望者漏れに対する救済措置として、新規許可に対する、公示が今回に限り行われることとなったものです。許可すべき船舶等の数については、関係漁協に対し要望調査を行い、その結果を踏まえ設定しているところです。

なお、許可の有効期間については、制限措置の取り扱い上3年以内としておりますが、現許可受有者と異なる有効期間とすることは、道及び当該いか釣り協会の事務の煩雑化につながることから、現許可受有者と満了日を合わせ、許可の日から令和5年5月31日までに短縮し、諮問するものでございます。

それでは、公示内容について、ご説明いたします。

左から(1)漁業種類は「いか釣り漁業」、(2)操業区域は区分毎に別に定めることとし、(3)漁業時期については、別紙のとおりとしております。

別紙については、9ページとその裏に記載しておりますので、後ほどご覧ください。(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、資料のとおり。(5)船舶の総トン数は、30トン未満。(6)漁業の資格を営む者の資格については、先ほどお話ししたとおり、要望調査の結果を踏まえ資料のとおりとしております。申請すべき期間は、令和4年3月28日から同年4月27日までを予定しております。

その他、備考欄には、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先の名称、その他許可に付する条件について記載しております。

10ページ以降については、各許可に係る「許可又は企業の認可の基準」と「制限措置等の取扱い」を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、振興局処分の諮問となります。資料の2-2をご覧ください。

ページめくっていただいて、2ページをご覧ください。5ページめまで、「小型機船底びき網漁業（手繰第三種）」の告示（案）になっております。

左から(1)漁業種類は「小型機船底びき網漁業（手繰第三種）」カッコ書きで対象種を記載しております。対象種については、様々あり、それによって区分されています。(2)操業区域は、各漁業共同組合の共同漁業権漁場区域内ということになってございます。(3)漁業時期は、漁業種類、操業区域ごとに、資料のとおりとしており、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」こととし、(5)船舶の総トン数は、「10トン未満」、(6)漁業の資格を営む資格としては、アとして、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」、イとして、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」としております。

申請すべき期間は、毎月1日から末日（まつじつ）まで、随時、申請を受け付ける内容となってございます。その他、備考欄に、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先、その他許可に付する条件について記載してお

ります。なお、本内容については、各漁業協同組合の行使規則の内容を踏まえ、事前に各漁業協同組合さんの意見を伺い決定させていただいているところです。

6ページ以降については、参考までに、制限措置等の取扱いを添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

阿部会長

ただいま、水産課から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、御質問や御意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長

御意見、御質問がないようですので、知事からの「制限措置の内容及び申請すべき期間等については、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、議案第3号の「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」を事務局より説明いたします。

神崎局長

それでは、座って説明させていただきます。

資料4をご覧ください。令和4年2月8日付けで、津軽海峡まぐろはえなわ漁業協議会から、漁場利用の円滑な調整と紛争の未然防止を図ることを目的に、漁業法第120条第1項に基づく委員会指示の発動について、要請を受

けたものです。委員会指示の内容でございますが、2ページをご覧ください。

こちらが、委員会指示案の全文となっております。本委員会指示は、1年を有効期限として、毎年、新たに発動されているもので、昭和49年より、発動を繰り返しているものです。

内容を簡単に説明しますと、1制限区域ですが、函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋崎灯台中心点とを結んだ線と北斗市葛登支（かつとし）灯台中心点から152度（真方位）の線との間における渡島総合振興局管内沖合海域となっております。2 操業期間 6月1日から翌年1月31日まで、3 操業禁止時間 午後10時から翌日午前2時まで、4 操業するには、渡島海区の承認が必要となる旨を規定、6 操業隻数を40隻としております。5ページをご覧ください、委員会指示の新旧対照表となっております。左側が令和4年（案）、右側が令和3年でございますが、委員会指示の変更点は、年のみとなっております。8ページ、9ページをご覧ください。こちらが、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領の新旧対照表でございます。左側が令和4年度（案）、右側が令和3年度でございますが、変更点は、年月日のみです。10ページが事務取扱要領の全文となっております。11ページ～19ページは各種様式です。詳細は、後ほどお目通し願います。20ページをご覧ください。こちらは、平成30年度から令和3年度の海峡まぐろはえなわ漁業の水揚げをとりまとめたものです。令和3年度は漁獲尾数600尾で、重量約59トン、金額約2億6200万円となりました。最後に21ページをご覧ください。こちらは委員会指示に関する評価調書でございます。当委員会事務局と渡島総合振興局産業振興部水産課が検討した結果、委員会指示の発動は妥当であり、見直しの必要なしと判断いたしました。なお、検討結果の詳細については、22ページから23ページとなっておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から議案第3号に関する説明がありました。
このことについて、御意見、御質問等がございましたらご発言をお願いします。
ます。

各委員 「ありません。」

阿部会長 御意見、御質問がないようようですので、議案第3号については、漁業法
120条第1項の規定による委員会指示の発動をいたしますが、ご異議あり
ませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
次に、協議事項の「令和4年度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」の一
部変更について、を事務局より説明いたします。

神崎局長 資料4をご覧ください。
先日、書面開催となりました第6回委員会において、渡島海区としての要
望を協議決定していただいたところですが、新たに檜山海区より要望が出て
おりますので、協議いただくものです。
1ページ目が、檜山海区からの要望となります。内容としましては、檜山
沖合海域において、令和3年度まで、6月1日から9月30日まで、操業禁
止時間を日の出から午後3時までとしていたものを、日の出から午後1時ま
でに変更するものとなっております。理由としましては、まぐろによる漁具
被害が増加していることから、被害の比較的少ない昼の操業時間を確保した
いとのこと。2ページに、渡島海区から提出しております要望で前回書
面でしたので、改めて、簡単に説明いたしますと、資料の最後のページカラ

一の図面となっております、令和3年度までの協定を記載したものとなっております。このうち、水色に着色された部分が要望している海域で、この海域は、現在、12月において、日の出から正午までが禁漁とされているとともに、パラシュートアンカーの使用が禁止されておまして、これを解除するよう要望しているものです。3ページから、渡島、檜山からの要望を反映した協定の新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から協議事項の「令和4度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」の一部更について説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

佐藤委員

改正については、異論はないんだけど、少し、沿岸の操業協定の重みというものを、ちょっと檜山にも考えていただきたいと思います。

特に事務局にも、調べてみてください。この20年。何回したかわからない。その都度都度、簡単に、もう自分の海みたいな感じで変えてきている、公海の海を。そういう部分を、あまりにも軽く受けないでください。それ、確か2、3年前にも、今度変えてるんだわ。相当ありますから、事務局みてください。この10年、20年の間に変えていることを。これが、檜山の海だけならまだしも、今回は、みんなで使う協定ですから、そこらへん、気をつけてください。以上です。

阿部会長

ただいま、佐藤委員から、ご指摘あったとおり、そのことについて、私と森委員、若山委員とちょうど今違う件で話した中で、そのことが出た中で、私の方から、とりあえず、事務局ではなくて、海区の工藤会長の方にお話をして、ちゃんと事務局同士の話をもつとすることを私の方から伝えたいと思いますが、それで形よろしいでしょうか？

佐藤委員

良いです。

阿部会長

はい、その他質問にありませんか。

各委員

ありません。

阿部会長

ご意見がないようですので、操業協定の一部変更については、渡島海区としては意見なしということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

それでは、そのように決定させていただきます。

阿部会長

本日予定されていた議案は全て終了いたしました。その他何かありませんか。

各委員

ありません。

阿部会長

他にないようですので、これで、本日の委員会は終了いたします。